

「指定管理者制度導入に向けた公募型市場調査」における対話結果について

事務局：香取市総務企画部総務課
行財政改革推進班

1. 趣旨

指定管理者制度の導入をさらに進めるため、その市場性の有無等、市内業者の受注機会の確保を含めて様々な可能性を調査・検討するため、事業者との対話を実施しましたので、その概要を公表します。

2. 経過

実施要領公表	平成28年 8月22日
対話参加者の公募	平成28年 8月22日～ 9月 9日
対話の実施（2社）	平成28年10月 5日（4施設） 平成28年10月12日（4施設）

3. 概要

（1）対話への参加理由について

- ・ビジネスチャンス
- ・新規事業のマーケットとして注目
- ・事業展開において魅力あるフィールド（都心に近い地理的特性、観光資産・歴史資産・農業資産）を有している。

（2）指定管理者制度導入に係る対象施設一覧から選択した施設（以下「選択施設」という。）への指定管理者制度導入のメリット、デメリットについて

【メリット】

- ・サービスの向上
- ・満足度の向上

【デメリット】

- ・収益性がない、または低い施設
- ・規模が小さい施設

(3) 選択施設への指定管理者制度導入の市場性、市場性の阻害要素について

【市場性】

- ・民間事業者側の提案できる幅が広い。
- ・導入施設と周辺地域との連動性が高い。
- ・複合施設または近傍する施設が包括して公募される。

【阻害要素】

- ・規模が小さい。
- ・自主事業ができない。
- ・複数施設を包括管理する際に、施設の所管部署が分かれている。
- ・収益施設導入を可能にする管理・設置許可の弾力的運用がない。
- ・特定団体の優遇措置及び減免要素が多い。
- ・施設の多目的利用や市外からの利用者が柔軟に受け入れることができない。

(4) 選択施設への指定管理者制度導入による業務効果及びコストの削減について

- ・市民の雇用
- ・コスト情報の開示を的確に行う

(5) 実際に業務を行う協力会社の業務履行能力や業務履行状況の確認手法

【今回の対話では、該当なし】

(6) その他

- ・指定管理者の投資による収益施設（事業）を認めた場合、施設の所有権、指定管理期間終了後の施設（事業）の扱い等の課題が残る場合がある。
- ・市内業者等と協力関係を築くことは重要。
- ・指定管理者決定後に、市の仲介により既存の施設管理関係者と顔を合わせる場があるとよい。
- ・指定管理期間について、5年が適当。
- ・施設運営に関して、指定管理者制度の導入を予定しているのであれば、運営者側の視点を設計段階で取り入れる仕組みを検討すべき。

4. 結果

- (1) 周辺施設・地域や地域資源と連動することができる対象施設に市場性がある。
- (2) 収益性確保のために独自の工夫で行う事業を事業者提案させる仕組みを設けることが重要である。
- (3) 市外業者が受注する場合、市内業者、公共的団体等との連携を意識している。
- (4) 特殊な事情を除き、指定管理期間は、5年が適当である。

5. 今後の対応

今回の結果を参考に、指定管理者制度導入施設の選定、公募方法等の検討を進めていきます。